

# 外國會社清算に關する一考察

——ロシヤ會社清算を手懸りとして——

岡 本 善 八

- 一 序 論
- 二 ロシヤ會社清算の準據法
- 三 各國における清算の特異性
- 四 清算の國際的効力
- 五 外國債權者の待遇
- 六 殘餘財産の分配

およそ外國會社は國際的投資或いは國際的營業活動とは必至的關連を持つものであり、それが法的問題として論議せられる背後には、資本主義的先進國の會社がその後進國において營業所を設置するという形態をとると、後進國の會社に株式・社債を通じて投資せられるという形態をとるにせよ、資本主義的先進國の資本のその後進國に對する進出という經濟的背景が存することが多い。然るに現下の世界狀勢は、西歐的民主々義とソ連的民主主義の顯著なる對立によつて特色付けられると共に、西歐民主々義圈内に於ける後進國の先進國に對する依存性

の脱却という二つの紛争の根源をもつてゐる。この意味においては外國會社についての法理論も資本主義的安定期を前提とする解明に終止せず、政治的變動との關連において生ずる諸問題點を考察することも無意味ではないと考えるのである。こゝで究局的に意圖する目的も、後進國の會社に相當の投資を行い、或はこれと密接な取引關係にあつたのち、後進國にあり勝ちな政治的變動によつて會社の實體が消滅した場合、これが自國民にとつていかなる法律問題を生ぜしめるかに存するが、然しこのような問題についての法理論の構成は、到底形式理論の展開のみでは充分な解決をもたらし得ないものであるから、こゝではかゝる問題點の解決よりも、ソヴィエト革命當時のロシア會社についての諸國の判例を通じて問題點の所在を究明することを差し當つての目的としたのである。<sup>(一)</sup>

## 二

一國において革命その他の政治體制の變動が生ずる場合には、その國所在の會社が外國に逃避すること、特にそれが、他國資本による投資對象となつてゐる場合に投資國に逃避する可能性があることは、ロシア會社の國外亡命を通じて、既にさゝやかながら紹介の機會を持つたからこゝでは重複を避けるが、このロシア會社という外國會社が逃避した諸國においていかなる法的な取扱をうけるかについての第一の問題點はいうまでもなく、外國法人たるこの會社の存在は屬人法によるという國際私法上の一般原則によつて國有化法によるロシア會社の解散及び沒收という一種の清算を承認するか、或は公序法の適用によりこれを排斥するかの點にあつた。然しこれは別の機會に述べたように、諸外國の判決は國有化法によつてロシア會社の解散を認めるか否かについて別れてゐる譯である。<sup>(二)</sup>而してこれを認めた國については清算が問題となることは當然であるが、然し法的にはその存續を

認められた國に於ても事實上或は國內法の規定によつて清算手續に入らざるを得ないというのが實情であつた。こゝでは従つて外國會社が政治的變動によつて解散せざるを得ない状態に立ち至つた時、清算について生ずる法律的問題を逐次考察しよう。

フランス：…に於ては、二つの場合が考えられたのであつたが、フランスに支店がないものについては唯だフランス法により清算の爲にのみ會社の存続が認められたのであるから問題はないが、フランスに支店をもつロシア會社と雖も資産の管理・債權回収の困難等の事實上の經營困難によつて清算手續に入つてゐるのである。然しこの場合裁判所は民一八七一條の類推と云ふような法的根據を明らかにすることなく、混亂状態を停止せしめ得る裁判所の權限とか、公序維持のためと云ふような表現を用いてゐるにすぎない。かくてフランスでは約十のロシア會社の清算が行われたのであるが、清算手續についてはフランス法に準據すると共に、事實會社はその法人格に制限を受けるが、會社設立契約はその社員相互間を拘束するものであるとの觀點から可能な限りに於てロシア會社の定款を適用してゐるのである。

アメリカ：…に於てはロシア會社は合法的な會社であるために當然に清算の問題は起らなかつたのであるが、然し重大な利害關係者によつて會社が正常な業務を行ひ得ないこと或は支拂停止の事實があることが申立てられるときは解散せしめられ清算に入つた。これはかゝるロシア會社はアメリカ國內では合法的に活動し得るが、他國に於ては存在がないのであるから第三者の利益を害する點にその理由が求められてゐる。<sup>(4)</sup>清算に關し適用せられた法律には一般商事會社と保險會社とにより異つてゐるのであつて、一般商事會社についてはロシア法を適用し定款の規定もロシア法により解釋すべきものとされてゐるのであるが、<sup>(5)</sup>然しアメリカに於ては訴訟當事者が外國法の證明をなさぬ場合に於ては法廷所在地法によるという從來の原則によつてアメリカ法が適用せられてゐる例

も少くない。保險會社についてはこれと異りアメリカ債權者保護のために各州の保險法特に一九〇九年ニューヨーク州保險法第六十三條を適用している

次に解散を認めた國に於ては當然に清算に附せられた。

イギリス：：に於てはその法的根據は一九二九年五月十日法第三三八條に求められるのであつて三三八條(2)は「イギリス以外に於て設立せられ、イギリスに於て營業を行うものであつてイギリスに於ける營業を停止したものは、それが設立地國の法により解散したと存續せざるに至りたるを問はず、本章の規定により未登録會社として清算せしめらる」とあり、更に「未登録會社の清算については登録會社の清算に關する規定が準用される」(1抄)ことが述べられているのであり、更に本條によるとかゝる未登録會社については任意清算及び裁判所の監督による清算は認められていないのであるから、ロシア會社については裁判所の命令による強制清算の規定のみが適用されたのである。(6)このイギリス會社法の第三三七條以下の規定はロシア會社に關する紛争を避ける意圖を以て補充された規定であるから、イギリスに關する限りその清算については何ら問題なく處理し得る譯であるが、たゞこれについては、成程この規定はロシア會社に關する解決を意圖したものであるが、然し一九二九年以前に解散又は營業を停止しているロシア會社については適用し得ないという反對も成立し得るのである。然しこの點については判例は、この規定は從來の一八六二年及び一九〇八年會社法を變更したものでなく單に補充したものであるから一九二九年以前に解散したロシア會社にも適用し得るものと解しているのである。(7)従つてロシア會社については強制清算 (Winding-up by the Court) の規定即ち本法第五章第一六三條乃至二二四條が適用されるが、これはいはゞ會社の破産手續又はそれに準ずるものといひ得るのであつて、恰も破産手續に於て破産申立が場合に先づ管財官 (Official Receiver) なる裁判所々屬の常設官吏が破産宣告後に於ける破産管財人

(Trustee) の選任に至るまでの間、臨時的に破産財産を管理する如く、<sup>(9)</sup> 強制清算の場合に於ても先づこの管財官 (Official Receiver) が選定せられ (一七九條) 多くの場合はこの管財官が假清算人となり正式の清算人が選任せられるまでは清算手続を行うのであつて、正式の清算人が任命せられない場合はこの管財人が最後まで清算を行うこととなる (一八五條) のである。<sup>(10)</sup> かくてイギリスに於ては清算人又は管財人によつて清算が行われたのであつて、當然には取締役は介入しなかつたのである。

スイス：：に於ては一九二五年四月六日の連邦裁判所に於て初めて清算の問題は生じていたのであつて、<sup>(11)</sup> これはペテログラド國際貿易銀行のジュネーヴ支店に對し債權の支拂を請求した事件であるが、これに對し判決は「銀行がジュネーヴに有する財産は歸屬不明の財産であるから何人もこれを追求し得ない」として債權の回收は財産管理官廳の下に於て行わべきであるとしていたのである。更に一九二五年十一月廿六日の判例では前の判決趣旨を更に明白にし、ペテログラド銀行の資産は取締役會により管理せられているが、會社が法的に存在しなくなつてゐるから取締役の管理は委任なき管理である。然るに民法三九三條に所謂「管理なき財産」 (Fehlt einem Vermögen die Nötige Verwaltung) とは單に人が事實上占有しない財産のみならず、人がその管理すべき權利を失つた財産をも意味するのであるから、<sup>(12)</sup> かくる事實が認められる限り財産管理制度 Die Beistandschaft に付せられるのは當然であると述べている。又一九二五年七月十三日の連邦裁判所はこれとは異つた解決を示し、ロシア會社の資産についてはスイス民法第五九三條以下の相續拋棄の場合の破産裁判所における清算の規定を類推適用している。何れにしても會社自體が清算を行うのでなく、國家機關が干與する點に於て既に述べる如くイギリスにおける清算に類似する。

ドイツ：：に於ては清算については判例は多く見出されないが、一九三〇年五月廿日の大審院判例は既に述べ

ましたように、ペテログラードに所在地を有する銀行の株主がベルリンに於て株主總會の全株主の議決により取締役を清算人として選任したのであるが、これに對して判決は、かゝる株主の集團はロシア會社の存續せるものといふ得ないと同時に法によれば清算手續の開始は登記せられた清算人によらねばならぬことにより、かゝる清算人の選任を無効としているのである。而らばドイツ所在の會社財産について國家機關の介入により清算は行われ得るのかという點が問題になるのでありますが、その點については明白に述べていない。更に一九三四年七月十一日の大審院判例は既に述べたようにイギリスにある取締役が、既にイギリス法により清算人が別に選任せられ清算手續に入つてゐるにもかゝらず、ドイツ所在財産の請求を行つた事件であるが、これもロシア會社は既に不存在であることを理由として却下してゐる。

次に中國及びポーランドはロシア會社の清算に關する特別法を制定することによりロシア會社の解散を認めると同時に清算手續を定めるといふ解決の仕方をとつてゐるのであつて、先づ

中國：…に於ては民國十八年（昭和四年）即ち一九二九年に初めて會社法が制定されたのであるから當時は會社法の規定はなかつたのであるが、露亞銀行の清算のために一九二六年九月卅日法及び同年十月十七日の施行規則によつて清算手續を定めてゐるのである。そうしてこれによる清算は財務大臣の監督下にある清算人により中國所在の會社財産についてのみ行われたのであつて、行政的清算ともいふべきものである。

ポーランド：…に於ても、エストニヤ・リトワニヤ等の如くソヴィエトの隣接國であると共に舊ロシア領であつた諸國と同様、ロシア會社の清算についての特別法をもつており、ポーランドの一九二八年三月廿三日法によると、清算人は管轄大臣を代表する清算委員會により選任せられるのであるが、これもポーランド所在のロシア會社財産についてのみその清算に當つた。

- (1) 本稿は主として Henri Perret, 《La liquidation des " Sociétés Russes " 》, Etude de Droit Comparé, 1937. 及び Louis L. Jaffe, Judicial Aspects of Foreign Relations " 1933, 2頁のものを採る。
- (2) 拙稿・「ロシヤ亡命會社の法人性」(同志社法學第二號・第三號)を参照せられたい。
- (3) 前掲拙稿(同志社法學第六號)及び本稿末尾の表参照のこと。
- (4) People by Beha v. Second Russian Insurance Co., 243 N. Y. 524, 154 N. E. 590 [1926]. Jaffe, ibid. p. 187.
- (5) Court of District of N. Y. (1934, Nov. 28)
- (6) Léon Bienaimé, Pierre Baudouin-Bugnet, Code des Sociétés Anonymes en Europe, 1938. Tome I, p. 493.
- (7) Chancery Div. 1932. Mar.
- (8) Andre Perceou Lois actuelles et projets récents en matière de Société par Actions, 1933, p. 329.
- (9) 齋藤常三郎博士『比較破産法論』昭和十五年、第四〇九頁以下。
- (10) Jean Streichenberger, Sociétés Anonymes de France et d'Angleterre, 1933, p. 212.
- (11) Hausner c. Banque Internationale de Commerce de Pétrougrade.
- (12) Eugen witi, Schweizerisches zivilgesetzbuch mit Erläuterungen, 1911. S. 323.
- (13) Perret, ibid. pp. 85-111.

### 三

以上によつてロシヤ會社が各國に於て清算せしめられるに至つた経過及びその準據法について述べたのであるが、次にかゝる清算の各國相互間における特異性にふれる。

フランス……に於ては、會社清算の規定はイギリスの場合の如く始めから清算手續が裁判所による清算・裁判所の監督による清算或は任意清算という如く並立的に規定してゐるのではなく、原則として任意清算の形式をとつ

ているのであつて、この手續中に破産状態が見出される場合に法定清算或は破産手續が行われるという建前である。ところでフランスに於てはロシア會社は事實會社としてその存續が認められていたのであるが、これを清算に附するについては、民法一八七一條、これは裁判所が株主の請求に基いて會社に重大な繼續し難い事由ある場合に解散判決を下し得るといふ規定であるが、この民法一八七一條といふような明白な法的根據によつていないのであつて、裁判の公正な運営のためとか、可成りの無理な状態において存續する會社の存續を停止せしめることは公序よりして正當であるといふ條理によつて事實會社を解散せしめている。然しながらその清算については一應任意清算の形式をとり、先づ定款の規定に基き通常は取締役を清算人として選任し、定款の規定がなく株主總會の選任の決議が得られない場合又は定款の適用不可能の場合に於て裁判所が清算人を選任したのであるが、然し留意すべきことは、裁判所の選任によるにしても定款の選任によるにしても何れも一般の任意清算の場合と異なり裁判所の監督下におかれたことである。従つて形式的には任意清算の形式をとつてはいるが、實質的には法定清算に於いて裁判所により選任せられる補助清算人或は破算の場合における管財人の機能を加味してはいるわけであつて、法定清算及び破算の場合には債權者の利益を代表する補助清算人或は破算管財人が、會社の利益を代表する會社清算人と共同的に清算を行うのに對し、ロシア會社の場合には會社清算人は會社の利益と債權者の利益を共に同一人に於て代表しているわけである。このような解決は恰もイギリス會社法における「裁判所の監督による清算」Winding up Under Supervision of the Court の制度を連想せしめるのであるが、既に述べた如くフランス人に於てはこれに當るような清算制度がないので、たゞ法に反しないといふような消極的理由よりかゝる解決がなされているのである。このようにフランスにおいてはロシア會社の清算にかなり破算と類似の状態を認めセーヌ商事裁判所の判決にあらわれている用語によるも清算人は破算管財人と類似した法律上の地位にあ



るものと考えているのである。然し法的には破産手続に入るには裁判所の破算宣告を必要とし、又破算手続を避けるための法定清算に於ても取締役が支拂不能により裁判所に請求することが必要なのであるが、かゝる方式がとられていないのみならず、ロシア會社はかなりの資産を持つていて支拂不能状態になかつたのであるから、矢張り本來の意味に於ける破産でも法定清算でもなく、従つて債權者集會は存在せず又清算人は債權者の請求に應じ逐次その支拂を行つたのである。

アメリカ：：では一般商事會社と保險會社により異つてゐるので、一般の會社についてはロシア會社は合法的存在として取締役により定款に基く任意清算を行つたのであるから、何ら問題はない。保險會社については保險法が適用され、保險監督官 (insurance commissioner) が會社財産の管理に當り、殘餘財産の分配について會社に資産が引渡されるのであつて、この保險監督官の地位については一九三四年の判例によると、手續法によつてその資格を得るところの衡平法上の管財人 (Equity Receiver) であるとせられてゐる。<sup>(2)</sup>

ポーランド及び中國については既に述べたように特別法が制定されており行政的な清算をいい得る。

ドイツ：：に於ては直接に清算が行われていないのであつて、たゞ一九三四年七月十一日の判例によつてイギリスの清算人に關して、會社の清算人はドイツ破産法における破産管財人に類似するものであることを述べているにすぎない。

スイス：：では民法三九三條の財産管理制度によつてゐるのであつて、この規定は「財産に必要な管理を缺く場合、後見監督所はその必要性を定め次の如き場合には管理人を任命することを要す」とし、その第五號に「社團或は財團に於て必要な機關を缺き且つ管理について他に管理方法が行われなるとき」を擧げてゐるのであり、又第四〇三條に「商企業・工企業その他之に類似するものについては、後見監督所はその清算或は繼續について必

要なる指示を與えねばならぬ」と定めているのであり、ロシア會社の資産はかゝる管理者なき資産として後見監督所に於てその清算が行われたのである。

イギリス……に於てはロシア會社の清算については自國會社の「裁判所による清算」の規定を適用しているのであるから、イギリスに於けるロシア會社の清算の特殊性というより寧ろイギリス法に於ける裁判所による清算制度の特殊性ということになるのであるが、これを特にフランス法と比較するとイギリスに於てはこの清算制度がフランス法の如く會社が主體となつて清算を行い、従つて清算人は會社を代表するという建前ではなく、寧ろ破産の場合と同様に會社自體の清算としてでなく、清算人が債權者の受託者として債權者のためにする資産配分手續という色彩が強いのであり、従つてフランスに於ては清算のための法人格を認めねばならぬような清算制度であるのに對し、イギリスではかゝる會社の法人格を認めないでも充分資産の一體性が維持し得るような現實的な清算手續をとつてゐることに留意しなくてはならない。<sup>(3)</sup>従つて國有化法の國際的効果としてロシア會社の法人格が存続するか否かという問題において、その法人格がイギリスに於ては認められなかつたのに對し、フランスに於てはフランス法の見地からロシア會社の存在が認められているのは、實はこうした清算についての法的觀點の相違と可成り關連をもつてゐるものである。

- (1) Paul Pic, Des sociétés commerciales, 1925, Tome, I, p. 772.
- (2) Nebolsine, The Recovery of the Foreign Assets of Nationalized Russian Corporations (1930) 39 Yale L. J. 1130, American Assets of Nationalized Russian Corporations, 1930 Hav. L. R. Vol. XLV. 1407.
- (3) Jean Streichenberger, Sociétés Anonymes de France et d'Angleterre, 1933, p. 229.

次の問題點は清算の國際的効力即ち一國におけるロシア會社の清算の開始は他國の會社財産にいかなる影響を及ぼすかという點であるが、ロシア會社の清算については諸國の實際的な解決はこれに破産に類似した性質を認めているのであるから、恰も破産宣告の國際的効力について二つの主義が認められるように清算の國際的効力についても理論的には二つの主義が區別し得るのではないかと一應考え得る<sup>(1)</sup>。その第一のものは普及清算主義(Universalprinzip)であつてこれは會社の所在地國に於て開始した清算は他國に對しても當然効力があり、外國所在の會社資産についても清算の効果が及ぶとするものであり、一會社一清算の制度を前提とするものである。第二の主義は屬地主義(Territorialprinzip)であつて一國に於ける清算開始はたゞその國內に於てのみ効力を有し外國所在の會社資産については別に當該國における清算開始を豫想するもので、一會社に數個の清算あることを認める主義である。然るに各國の判例による、イギリス・フランスでは自國に支店又は營業所がある時、アメリカに於ては自國に會社資産が所在するときはそれ／＼自國裁判所に清算に關する管轄を認めているのであつて、ひとりベルギーに於ては自國に會社の主たる營業所ある會社についてのみ清算に關する管轄を認めているのであり、更に諸國のうちベルギー及びフランスのみが清算に關する普及主義をとつているのである。従つて實際的には清算の國際的効力が問題となるのはたゞフランスで開始した清算が在外資産についてその効力を及ぼさるかどうかという場合のみであるが、然しこの場合も他國が屬地主義を採用している以上、事實上屬地主義をとると同様の結果に陥らざるを得ない。こゝに述べた所が清算の國際的効力を破産に準じて考察した結果なのであるが、然しこうして破産の國際的効力との關連に於てロシア會社の清算を論ずることには可成り疑問の餘地が

ある。というのは、清算の普及主義と屬地主義との區別は破産の場合と同様、一個の人格者が數ヶ國にその財産を保有する状態を前提としている區別なのであるが、然しロシア會社は之に當らないのであつて、その法的人格自體が、或は消滅し或は事實會社とせられ或は合法的會社として存續が認められるというように各國によつて異つた把握がされてをり、國際的に統一的人格をもたず従つて一體的な資産をもたないのであつて、その結果統一的人格を前提とする破産についての二主義をロシア會社の清算についての理論付けとして用いることは不可能であり、換言すれば一見清算或は破産の二主義の區別と關連ありげに見えるロシア會社の清算についての多元性も實は各國における國內實體法の適用の結果であることを留意せねばならない。然しながらフランスに於ては、破産の普及主義の理論をロシア會社についても適用しているのであり、一九二六年十月一日のセーヌ商事裁判所の事件においては商事裁判所は露亞銀行に對して法定清算を命ずると共にパリ支店のみならず全支店に對する清算人を任命し、フランスに於ける清算人といはば普及的効力を付與したのであつて、一九二九年七月廿二日のパリの控訴審においても民法二〇九二條の「債務者は現に所有し又は將來所有すべきすべての動産不動産を以てその責に任ずる」という規定によつてロシア會社の財産の一體性を認めると共に清算の普及主義を認めたのである。然し之に對し同様に破産についての普及主義を認めているベルギーに於ては一九三四年十二月廿日のブラッセル民事裁判所判決に於て破産における普及主義をロシア會社の清算にも準用することについて反對しているのであつて、これによれば、セーヌ商事裁判所は全くベルギー裁判所の觀點においては、單にフランスに於ける銀行支店又はフランスに於て一定の限度に於て舊會社を存續している事實會社の清算を命じたにすぎない。然し何れにしてもベルギーに於ては効果をもたない、何故ならば事實會社についてはすべての銀行の資産が事實會社に屬することは明らかでなく逆に積極財産の大部分は極東に所在し、且つ中國及びイギリスでは清算が行われている

ことが明白なのである。故にフランスの清算について特に優先性を認める必要はない。これらの清算はベルギー裁判所の見解では眞に銀行を代表するのではなく清算の開始された地域以外には及ばないのである」と述べているのであつて、このようにベルギーでは清算については普及主義をとるにも拘らずロシア會社の分裂状態に著目することによりフランスの清算手續の國際的効力を否認している。<sup>(3)</sup>

(1) 加藤正治博士「破産宣告ノ國際的効力」『破産法研究』第一卷第三〇頁以下

(2) Trib. civ., Bruxelles, 20 décembre 1934.

(3) perret, *ibid.* p. 128.

## 五

清算の第二の段階は債權の取立と債務の辨濟の問題であるが、ロシア會社の場合その積極財産は外國所在の不動産或は外國人によりリーブル或はドルによつて支拂われるべき債權より成立していたから、ロシア貨幣たるリーブルの下落によつて何ら影響を受けなかつたのであるが、消極財産は全く貨幣價值が下落したルーヴル支拂であつたから可成りの殘餘財産を残すことが可能な状態にあつた。従つて債權者の範圍を決定することが實際的に重要な意味を持つていたのである。然るに今この債權者について清算地國以外の他國債權者もこの清算に参加し得るか或は假に参加し得るとしても内國債權者との間に支拂順位に優劣がなさるべきかどうかの問題、特にソヴイェト債權者は之に参加し得るかどうかという外國債權者の待遇の問題が考慮されねばならない。この場合ソ連自體に於てはソ連國有法の發展と共に債權關係を消滅せしめていたことが留意さるべき點であつて、先づ一九二二年十月卅一日法第二條は、司法機關に對し一九一七年十一月七日以前の法的關係を無効とし之を認めることを

禁止しているのであつて、これにより舊ロシア會社に對する債務者は債務を免除されていたのである。更に債權者についても同様の法が設けられているのであつて一九一九年三月四日法は「國家に歸屬する設備は私人に對して國有化以前に發生した債務を免除せられる、但し勞賃はこの限りではない」と定めていたのである。こうした點を考慮して各國の判決學說を見ると、

イギリス……に於ては一九二九年會社法の第二六二條は強制清算に於ける債權の請求及び支拂については破産の規定を準用することを定めていたのであり、一九一四年のイギリス破産法の趣旨は何ら國籍によつて差別してないものであつて、<sup>(1)</sup>イギリスでは従つて債權者がソヴィエトに國籍を有すること、或は現にソヴィエトに住所を有することによつて差別されていないのである。然しながらこの場合も當然に債權の存在を必要とするわけであるが、債權の効力については、イギリスでは原則として契約は契約地法を適用するが、然しその契約が全體として他國で履行せられる場合はその意思是契約履行地法によるものと推定しているから、當事者意思の自治を考慮しつゝ、その準據に對する當事者の意思も契約履行地法 (*lex loci solutionis*) と推定しているのである。<sup>(2)</sup>これによつてロシア母國會社に對して有する債權は既に述べたように無効とされているから、イギリスの清算に於ても認められていないのであるが履行地がイギリスであるものについては認められているのである。例えば一九二九年四月の *Perry v. Equitable Life Insurance* 事件に於ては、「債權が最初からロンドンに於て回収し得るものである場合に於ては、國有化法の當時債權者がロシア人である場合に於てもソヴィエト法により何らの變更を蒙らなす」と述べている。一九三五年の *Russian Bank for Foreign Trade* 事件でも、ロシア所在のロシア銀行に對する契約はロシアに於て履行さるべきものであり無効であるとしている。尤も履行地法が、保險證券を無効とするから英國に於てその請求が認められないとするこの一般的な態度については例外がないこともないので、一

九二七年の *Burger v. New York Life Assurance Co.* 事件では、ソヴィエト法の解釋の任務を有する人民司法委員會が、保險證券の無効に關する法は、沒收法が及ばない外國に於て保險會社が資産をもつときに適用しないと解釋していることを理由としてその債權を認めていようと思われる。

ドイツ：：に於てはこの點については直接の判例はないのであるが、少くとも一部の理論はソヴィエト法を原則的に適用し、ソヴィエト政府をドイツに於けるロシア會社の資産回收及び債務支拂義務について會社の繼承者として認め、その結果ロシア會社の債權者は直接にドイツ所在資産に對し請求するを得ないとしている。この理論は一九三〇年のババリヤ高等裁判所のとる所である。

スイス：：については既に述べた如く會社財産は後見監督所によつて財産管理されていたわけであるが、スイス裁判所の見解によるとロシア銀行の人民銀行への合併を沒收行爲とみなさるべきものでないと述べると共に會社資産はソヴィエトに屬するものであるという理由によつて債權の行使を認めていない。

ポーランド及び中國：：は特別法があるためにこの點明白であつて、ポーランドでは一九二八年法の第十五條によつてポーランド國民たる債權者のみがこの清算に参加し得ることを明示しており、更に中國についても一九二六年九月法によつて國籍の如何を問はず中國支店との取引によつて生じた債權はその清算に参加し得ることが定められている。

アメリカ：：に於ては一般の會社については問題はないが、保險會社については若干の問題が生ずる。アメリカに於ては第一ロシア保險會社 (*the First Russian Insurance Co.*) 第二ロシア保險會社 (*the Second Russian Insurance Co.*) モスコー北保險會社 (*the Northern Insurance Co. of Moscow*) ロシア再保險會社 (*the Russian Reinsurance Co.*) モスコー火災保險會社 (*the Moscow Fire Insurance Co.*) とする五つの保險會

社が清算せられたのであるが、この場合保險監督官に對する外國債權者の訴は Appellate Division では認めていないが、控訴審に於てはその原則が覆えされ會社基金を取締役に引渡す前に保險監督官は數ヶ月管理し、アメリカ支店以外に於て發行された保險證書の所持人に請求の機會が與えられるべきことを述べているのである。このように債權者はその請求が認められると共に債權の効力については一般に舊ロシア法を適用し債權は消滅してないものと考えられているのである。<sup>(3)</sup>然しこの法理論は清算の問題を一應はなれても實際上考慮すべき問題を生じている。それは New York Life Insurance Company 及び Equitable Life Insurance Companies の場合で、これらの會社はアメリカの保險會社でロシアに於て業務を営んでいた唯二つの會社だったが、ロシアに於ては發行した保險證券は約三萬五千であるとせられている。これが一九一八年の保險國有法によつてロシア所在の會社資産を沒收され或はロシアに於て發行せられた保險證券が無効とせられるに至つたのであるから、一九二四年までは保險證券所有者はその債權を會社から回収し得る可能性があることには思い及ばなかつたのである。ところが一九二四年の Sokoloff 事件によつて、ペラログラドで預けた預金がアメリカで回収し得ることが明らかになつたため、會社は非常な多額の債務を負擔しなくてはならない事情に立ち至つたのであり、他面<sup>(4)</sup>ロシア國內に所在する保險證券所持人については、ソヴェトに於て「Credit Bureau」といわれる訴訟代理機關が設けられ、之が回収額の二〇%乃至四〇%の手數料によつて取立行爲を行つていたのである。一九二五年の Sliosberg v. New York Life Ins. 事件はこのソヴェトの機關を媒介とせず避難民たる原告によつて直接に提起された事件であつたが、然しその保險約款には「この保險について生ずる請求及び訴訟はペラログラド裁判所によつてのみ解決せらるべき旨の規定があるために、會社側はこの約款によつて棄却するか或はロシアに於て抗辯に必要な記録が入手出来るようになるまで訴訟の進行を停止すべきことを主張したのであるが、之に對して原告



は更にこの約款規定は訴訟がロシアに於て提起される場合を前提としていゝるものであることを主張してゐるのである。この點は、裁判所は會社がロシアに於て訴訟當事者となり得ず且つロシアに於て何ら資産をもたない場合にこの約款を適用するのは正當でないとして原告の主張を容れてゐるのである。<sup>(5)</sup> 會社は之に對して上訴すると共に州知事 (Smith) 及び立法機關に働きかけ一九二六年に「ロシヤルーズルによつて支拂わべき保險契約についての訴訟停止」に關する法律を通過せしめてゐるのである。<sup>(6)</sup> その趣旨はニューヨーク州に於ける裁判においては、ニューヨーク州法によつて組織された保險會社により一九一七年十一月十七日以前に締結せられた保險契約にしてロシヤルーズルにより支拂わべき契約或は舊ロシヤ帝國内に於てその一部又は全部が支拂わべき契約については、その訴訟はアメリカ合衆國政府によるロシヤ政府の法的承認後三十日經過するまでは停止せられるといふのであつて、ニューヨーク一州丈でその保險會社の株主が約七十萬いたといわれて居るからこれは問題なく通過してゐるのである。一九二七年の上級審判決に於ては、會社の主張は、先づ保險契約はロシアに於て締結されたものであつて、ロシアの保險證券については特定の有價證券がその引當の基金としてロシアに存在するのであるから本來これによつて支拂わべきもので、國有化法による沒收はこの債務を免責したものと考へられる。たゞ米國の判例では未承認國の外國法は適用せられていないので、この未承認政策の豫期しない不幸な結果によりアメリカ國民が害せられることを救済するために本法は施行されたのである……といふのであるが、これに對して原告は契約は會社の全資産を引當とするものであり特にニューヨークに本店をもちニューヨークに資産をもつ會社については債務は免除されないものであり、又ソヴィエト法は承認のあると否とを問はずロシア以外に於ける債務を免除しないのであつて、その結果、事實上債權の救済を拒否し債權を認めない訴訟停止法は違憲であると述べてゐるのである。この結果裁判所は原告の主張を容れこの停止法を違憲としてゐるのである。と同時にもし

アメリカによる承認があつた場合は國有化法は適用され得るかが問題となり得るのであるが、この點については判決は當然國有化法は適用されるので公序により排斥されないのであり従つて債權はその効力を失うことを述べている。次に

フランス：…内外債權者の待遇については、參加の平等と辨濟の順位の問題がある。先づ第一に外國債權者の請求を認めるか否かの點であるが、これについては原則として破産の普及主義を準用して内外すべての債權者の請求を認めていたのであり、ソヴィエト法の適用を公序により排斥している。たゞ判例によると露亞銀行の場合の如く中國及びフランスの兩國に於て清算が行われる場合に於ては中國の債權者は先づ中國の清算に参加していること或は清算に参加して全額の辨濟を受けていないことを立證しなければフランスの清算に参加し得ないことを述べているのである。更に一九二七年三月廿八日のセース商事裁判所では、ロシアの資産はフランス清算人により回收され得ないという理由でソヴィエトの債權を認めない例があるが、控訴審たるパリ控訴院に於てはその請求の認められている。更に第二の點である支拂順位であるが、これも理論上は平等に取扱つていたのであるが、事實上は若干の制約を受けている。その事實上の制約の第一の點は舉證責任の問題である。フランス民法の一五一五條によると債權の發生については債權者に舉證責任があり他方債務の消滅については債務者に舉證責任があるとして舉證責任の分配を定めている譯であるが、然しロシア會社の場合については、この原則は一九一七年以後に生じた債權即ちフランス事實會社に對する債權についてはそのまま認めるが、然し一九一七年以前の舊ロシア會社に對する債權者については債權の發生のみならず債權の消滅即ち未だ辨濟を受けていないという點の舉證責任をも課しているわけで、債權關係が一度革命という混亂期を経過していることを理由として舉證責任の轉換を行つてゐるわけである。かくて遠隔地特にソヴィエト債權者の請求は事實上認められないことになるの

であつて、實際上フランスの清算に参加し得るものは一九一七年以後に於てフランス事實會社との取引より生じた債權及び一九一七年以前に於てロシア會社のフランス支店との取引によつて生じた債權のみが之に参加し得ることになるのである。更に第二の點はロシア會社の清算は若干の點で破産に類似したものととして取扱われているにも拘らず然し法的には任意清算の形式をとつていたのであるから、債權者集會はなくその請求に従つて順次支拂われたのであつて之も事實上國內債權者に對し優利な取扱をするという結果になるのである。

- (1) Takayanagi, English Commercial Acts, (昭和三年) p. 217.
- (2) Earl of Halsbury, The Law of England. (1909) vol. VI. p. 232.
- (3) Jaffe, *ibid.* p. 187.
- (4) Sokoloff v. National City Bank, 239 N. Y. 158; 145 N. E. 917 (1924).
- (5) Shosberg v. New York Life Ins. Co., 125 Misc. 417; 211 N. Y. Supp. 270 (1925).
- (6) Law of 1926, c. 232, C. P. A. § 169-a.
- (7) Perret, *ibid.* p. 149, et Sed.

## 六

最後は殘餘財産の問題であるが、ロシア會社は既に述べた如く、かなりの資産が残ることが豫想された譯であつて、これが何れに歸屬するかという問題なのであるが、これは勿論原則からいえば株主の間に分配せらるべきものであるが、ロシア會社についてはその置かれた特殊事情によつて大體三つの場合、即ちその財産はソヴィエトに歸屬するか、或は會社株主に歸屬するか、或は財産所在地國の國家に歸屬するかという點が考慮されねばならないのである。

第一のソヴィエトに財産が歸屬するかどうかというのは勿論ソヴィエト國民たる株主の有する殘餘財産請求權をソヴィエト國家機關が代つて請求するかどうかの問題でなく、ソヴィエトが國有化法に基く所有權者として請求し得るか否かの問題である。

フランス：…に於ては一九二八年三月五日の大審院審理部 (Chambre des Réquetes) の判決があるが、これはロシア政府が直接にロビー會社に對して資産の引渡を請求した訴訟であるが、これに對する判決は、「フランスはソ連を承認したのであるが、ソ連の國有化法は在外資産に對して効力を生ずることもなく又會社資産に對するフランス債權者の地位を害することを得ない。被告たるロシア會社は清算についてはフランスに住所をもつのであり、フランスの裁判管轄に屬する」と述べ、ソ連の請求を斥けているのである。<sup>(1)</sup>

アメリカ：…に於ては承認前に於てはソヴィエトがアメリカ財産の回收のためにアメリカに於て訴を提起し得なかつたのであるが、承認後に於ては沒收法に基くソヴィエトの請求權が稍、異つた形で問題となつてゐる。それはアメリカのソ連承認は一九三三年十一月十三日のリトヴィノフ及びルーズベルトの外交文書交換によりなされてゐるのであるが、その文書には「ソ連政府はアメリカ國民のロシア及びロシア國民に負う債務の總額が合衆國に對し讓渡歸屬せられることに異議を申立てないと共にソ連政府及びソ連國民が利害を有する財産・權利その他の利益に關しアメリカの裁判所によりなされたる或はなされるべき裁判に對し異議を申立てないことに同意する」ことが述べられてゐるのである。そこで合衆國は「北モスコウ保險會社」の國內債權者に對する支拂が終了した後に、清算に當つてゐた保險監督官に對して殘餘財産の引渡を請求したのであるが、然し一九三四年十一月廿八日の District Court の判決によると、「財産沒收法は明らかに公序に反する。この沒收法はアメリカに所在する會社資産については何ら効力を及ぼさない。又ルーズベルト・リトヴィノフ文書によればアメリカ國民の

負うべき債務額のみが合衆國に讓渡せられたことを述べているのであるが、ロシア會社によりなされている預金は何らアメリカ國民の債務でなく、それは控訴審に於て繰返し認められている如く、ニューヨーク裁判所の見解に於ては合法的に存在をもつ解散會社に歸屬するものである。受託銀行は解散會社に對する受託者であつてアメリカ合衆國はその資産について何らの權利を有しないのである」と述べて合衆國の請求を認めていないのである。<sup>(2)</sup>次に

イギリス：：においては、清算については國內法が適用され、何らソヴィエト政府の請求は認められていない。ドイツ：：に於てはこれらと逆の見解であつて、先に述べた一九三四年七月十一日の判決によると、ソ連の國有化布告は單なる國庫としての干渉でなく、主權者としての當然の行爲であるから、ソ連政府は債務については支拂の義務はあるが、在外資産についてはロシア會社の繼承者であるとしているのであるが、然しこれはイギリスのロシア支店取締役の請求に對する判決に現われている趣旨であるから、現實にドイツに所在した會社財産が何らかの形でソ連政府に引渡されたかという點は疑問のまゝ残る。<sup>(3)</sup>

スイス：：についても一九二九年十月廿六日の連邦裁判例ではドイツと同様の見解をとつていたのであるが、然し既に述べたように後見監督所により財産管理せられている財産或は破産裁判所により管理された財産がソ連に引渡されたか否かはこれも疑問のまゝ残つている。<sup>(4)</sup>

## 六

次は殘餘財産に關する舊株主の分配請求權及び財産所在地國がこれに何らかの權利をもつていないかを併せてのべる。

ポーランド：：に於ては一九二八年法第十七條によつて殘餘財産については清算委員會により株主に會社總株式に對する比例分によつて配分を受けたのであるが、然しソヴィエト株主についてはその權利が認められていない。更に第一八條によつて清算終了後十年間に株主の請求のない時は殘餘財産は國家に歸屬するものとせられてゐる。

中國：：に於ては、國際的影響特にフランスの利害が大であるために債權債務の處理の後直ちには殘餘財産は分配されておらず、その後これが如何に處理されたかは不明である。中國自體は少くとも清算費用についてはすべての債權に優先して辨濟を受ける規定がある。

イギリス：：に於ては株主權についても債權者と同様に契約理論によつてゐるので、株主の殘餘財産請求權は定款即ち會社と株主との間の契約によつて發生するものであるが、かゝる契約はロシア法によつて無効となるのであるから分配請求權は認められないとしている。次にイギリスに於てはその資産が國家に對して歸屬するかどうかという點については支店がある場合とない場合とが區別し得るのであるが、先づ(イ)イギリスに支店が設けられておらず資産のみがある場合はイギリス裁判所は清算についての管轄をもたないのであり、又例えばフランスの事實會社の如きについてはフランス法に準據せずソヴィエト法に準據するであらうと考えられること、又清算人の請求についてもその屬地性を主張してその請求を認めないことになるかと考えられるから結局このような財産は無主の財産として王に歸屬することになる。(ロ)次にイギリスに支店をもつものについては會社法第二九六條に「會社が解散した場合、解散に際し會社の所有するすべての資産及び權利は無主の財産と看做され、王庫に歸屬する」という規定があるのであるが、イギリス法上解散という場合は清算終了後會社が全く消滅することをいうので、フランスの場合の如く清算開始前に會社が通常の業務を終了する状態をいわないのであるが、ロシア會社

の場合はロシア會社の株主権はすべて消滅したものとせられるのであるから、債權債務の處理後本來株主に分配せらるべき資産は無主の財産として王に屬し得ると考えられるのである。これについては明白な判例はなく、たゞ一九三四年の *Russian English Bank v. Baring Brothers* 事件に於て若干ふれているのであるが、學説はこれを承認している。

ドイツ：：に於ても一九三〇年五月廿日の判決によると舊ロシア會社の株主権につき「舊株主は民事上の組合を形成し得るが、然し彼らはソヴィエトによりなされた政策により舊株主たる資格をもち得ない」としてすべての株主権を認めていない。勿論自國は何らの權利を主張しない。

スイス：：に於ては一九二九年十月廿六日の判決で「株主を嚴密な意味に於ては清算に参加し得る機能をもつ舊ロシア會社に對する權利保持者としてこれを認め得ない」として消極的に承認しているのであるが、然し實際に株主に分配された否かは明白でない。スイスでは一九二五年四月の判決では無主財産としてジュネーヴに歸屬せしめ、同年七月の判決では相續拋棄の規定を類推して、之も無主物とする考え方が有力であるが、後には、今述べたようにその態度が變つているとい得る。

アメリカ：：に於てはソヴィエト株主をも含めた全株主の權利を認めているので、一九二五年の *Andre v. Beha* 事件に於ては「債務支拂後の資産はソヴィエト株主たるを否とを問わず株主に歸屬する」と述べているのである。たゞ特に保險會社について、株主名簿がアメリカに存在しないような場合は、保險監督官は取締役に對して殘餘財産を引渡すべきではなく、アメリカのソ連承認の時或はソ連がその本國に於て財産分配を行うことを認める時機迄、保險監督官が管理すべきではないかということが問題となつていたのであるが一九三一年のヒュヨーク控訴院判決では、會社の内部的な業務についてはもはやアメリカの行政機關は介入すべきでなくロシア法に基き選

任せられた取締役自體によつてこれを行わしめるべきであるとしてゐるのであつて、たゞ取締役が定足數を割る場合は擔保を提供すべきであるとしてゐるのである。

フランス：：に於ては株主權の効力は契約即ち定款に基くものであるが、これもロシア法を排斥するのであるから否認せられず、又株主權については債權者について平等に取扱つた以上當然に内外株主は區別せるべきでないと考えられる。然しフランスに於ては後に申出る株主の保護のためにロシア國有化以後三十年間の間、資産は供託所 (Caisse des Dépôts et Consignation) に於て保管せられることになつており、正確な分配額が決定され得なかつたのであるが、少くとも額面額を拂い戻すべきであるとしてゐる。然し三十年後即ち一九四七年に請求のなかつた部分について再配分せられることになるのであるが、然しこれが再配分せられるかどうか疑問があるので、この再分配される部分については民法五三九條により無主物として國庫に歸屬するのでないかという問題があり更に一九二〇年六月廿五日法により、會社の株式、發起人持分、債務その他の動産は三十年の時効により、又預金は三十年運用又は請求せられないときは國庫に歸屬するという法があるためにこれの適用をうけるのではないかという問題があるのである。これが實際に適用されたかのその解決については資料を入手し得ていなす。

- (1) Aix, 23 decembre 1925, Req., 5 mars 1928.
- (2) District C. E. U., Nov. 28, 1934, N. Y. Sup. C. App. Div. Dec. 28, 1928.
- (3) Reichsgericht, 11 juillet 1934.
- (4) Trib. fed., 26 octobre 1929.



(15) Andre v. Beha, 211 App. Div. 380.  
 (9) Perret, ibid. p. 171.

	國有化法の効力	清算の準據法	清算人の選任	裁判管轄	債権者の待遇	ソ連の權利	株主權	所在國の權利
イギリス	肯定し解散を認め るが、没収につい ては排斥する。	イギリス會社法 (1929)の388條及 び163乃至224條	「裁判所の命令 による清算」の選 任する管財官又は 算人による。	自國に於て 營業所ある とき。	國籍により區別 せしむる。ソ連に ついては履行地法に よる。	否 認	否 認 契約理論 による。	清算終了 後は王に歸 屬する。
アメリカ	否定し、合法會社 として存続を認め る。	一般會社について (1835)はロシヤ法 (帝國法典) 保險會社について は1909年ニュー ーカ保險法による。	任意清算の形式に より通商は取締役 が行う。監督官が 清算業務を取締に よる。	自國に於て 營業所ある とき。	他國籍者として 區別せず。但し19 26年訴訟手続 停止法参照。	否 認 於ては認めるが、 司法的に否	肯定 於ては認めるが、 司法的に 認められず。	司法的に 認められず。
フランス	支店なきものにつ いては清算のた め認め。支店 あるものにつ いては事實會社と して取扱う。	資產所在地法たる フランス法	任意清算の形式に より通商は取締役 の例外的に裁判所 の選任による清算 人	自國に於て 營業所ある 場合	國籍により區別 せしむる。但し19 26年訴訟手続 停止法参照。	否 認	肯定	主張せず
ドイツ	肯定し存続を認め ない。	國有化法	ソ連政府をして行 わしめる。		ソ連を行わしめ るが、債務の 支拂は免除さ れない。	肯 定	否 定	主張せず
スイス	適用し存続を認め ない。	スイス民法 § 393 又は § 593.	後見監督所の財産 管理人、又は破産 裁判所の管財人			後 に於ては會社 の清算を承 継する如し	肯定	初期に於 ては無主 物として歸 州する。

ポーランド	肯定(立法により)	1928年3月22日の特別法	特別法による清算人	ポーランドに資産あるとき	国内債権者のみを認める。	否	エグゼクティブ株主は認めない。	請求権主家に歸屬
中 國	肯定(立法により)	1926年9月30日法及び同年10月17日施行細則	特別法による清算人	自國に支店あるとき	如何の中國を管轄するが中對の債権者	否	残余財産を分配せず。	
エジプト	否							
イタリー	肯定するが事實會社の觀念を採用す							
ルーマニヤ	否							
ベルギー	否			自國に主たる業務所あるとき				